

**鎌倉市 ICT 活用支援業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

**平成 30 年 5 月  
鎌倉市 行政経営課**

## 1 業務の目的

近年、民間企業において、BPR（Business Process Re-engineering＝業務プロセスの改善）と ICT（Information and Communication Technology＝情報通信技術）を活用した取組の一環として、RPA（Robotic Process Automation＝ロボットによる業務自動化）の導入による定型的な事務作業の自動化や人工知能（AI）を用いた非定型業務の自動化、紙資料のデジタル化などが進められています。

こうした中、本市においても、働き方の見直しの一環として、行政事務への ICT 活用（パブリテック）の可能性を検討するため、業務の「見える化」を図り、BPR 手法による業務分析、抽出された業務課題に対する ICT 活用の方向性を検討するとともに、改善可能な対象業務の選定と RPA の試行的導入、業務改善効果の評価・検証を行うものです。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

鎌倉市 ICT 活用支援業務委託

### (2) 委託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

### (3) 業務内容

別紙「鎌倉市 ICT 活用支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

### (4) 契約期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日（金）までとします。

### (5) 委託金額

本業務の事業費限度額は、9,558,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

### (6) 支払い条件

業務完了確認後の一括払いとする。

## 3 担当課

鎌倉市行政経営部行政経営課（担当：高橋）

所在地：〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

電話：0467-23-3000（内線 2220）

メールアドレス [gyoukaku@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:gyoukaku@city.kamakura.kanagawa.jp)

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加するためには、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 平成 29・30 年度の本市の入札参加資格を有していること。
- (2) 金額に対応した積算内訳書を提出できること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。

- (5) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準(平成 28 年 3 月 31 日)の規定に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
  - (6) 鎌倉市暴力団排除条例(平成 23 年 10 月条例第 11 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。
  - (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)ではないこと。
  - (8) 本業務の内容と同種又は類似の業務を受注し、かつ履行を完了した実績を有すること。
  - (9) 契約期間中の業務は、原則として、プロポーザル提出書類を作成したスタッフと同一のスタッフが対応すること。
- なお、共同企業体で参加する場合は、代表者は(1)から(9)までの要件を満たすこととし、その他の構成員は(3)から(7)までを満たすものとする。また、契約締結は代表者で行うこととする。

## 5 選定スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール(概要)は次のとおりです。

- (1) 参加申込み期間  
平成 30 年 5 月 31 日(木)～6 月 15 日(金)午後 5 時
- (2) 提案書等の作成に係る質問の受付期間  
平成 30 年 5 月 31 日(木)～6 月 7 日(木)午後 5 時
- (3) 提案書等提出期間  
平成 30 年 6 月 25 日(月)～6 月 27 日(水)午後 5 時
- (4) プレゼンテーション  
平成 30 年 7 月 10 日(火)(予定)
- (5) 最優秀提案の選出・結果通知  
平成 30 年 7 月 13 日(金)(予定)

## 6 参加申込み

このプロポーザルに参加する場合は、「公募型プロポーザル参加表明書(様式 1)」、「業務経歴書(様式 2)」及び関連業務の実績が確認できる契約書の写し等を提出してください。

なお、共同企業体で参加する場合は、様式 1、様式 2(代表者のみ)及び「共同企業体届出書兼委任状(様式 3)」を提出してください。

必要書類の提出がない場合は、このプロポーザルへの参加は認められません。

(1) 参加申込み期間（再掲）

平成30年5月31日（木）～6月15日（金）午後5時

(2) 提出方法

必要書類を持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（必着）にて行政経営課へ提出してください。

(3) 参加資格の審査

提出資料を基に参加資格の審査を行い、平成30年6月21日（木）までに参加資格の審査結果について、参加申込みをしていただいた全ての事業者へ電子メールで通知する予定です。

参加資格を有すると確認できた事業者（以下「参加事業者」という。）には、提案書等の提出及びプレゼンテーションを行っていただきます。

## 7 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問票（様式4）を提出してください。

(1) 提案書等の作成に係る質問の受付期間（再掲）

平成30年5月31日（木）～6月7日（木）午後5時

(2) 提出方法

質問票に必要事項を記入し、電子メールに添付して行政経営課へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業社名）」としてください。メール送信後、行政経営課に受信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問合せ等）については回答いたしません。送信する電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。

(3) 質問への回答

質問及びその回答の内容は、平成30年6月13日（水）までに本市ホームページ上に公表するとともに、公表した旨について、質問票の提出及び公表時点で参加申込みをした全ての事業者へ電子メールで通知する予定です。

## 8 提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選定に必要な書類（以下「提出書類」という。）を持参（午前9時から午後5時まで）により、行政経営課へ提出してください。

(1) 提案書等提出期間（再掲）

平成30年6月25日（月）～6月27日（水）午後5時

(2) 提出書類

- ・提出部数は、正本1部（①～⑦を一式）、副本8部（②～⑥を一式）とします。
- ・正本（①～⑦全て）だけに事業者名を入れ、副本には事業者名や事業者が特定できるマーク、製品名等は記載しないでください。

	書類名	注意事項
①	公募型プロポーザル届出書兼誓約書	指定様式による（様式5-1）
②	実施体制調書	指定様式による（様式5-2）
③	業務工程表	任意様式
④	見積書	任意様式
⑤	提案書（業務提案概要書）	任意様式（A4 両面4枚まで） ※提案内容は、次に掲げる事項を含め、文章・表・図面等により簡潔かつ明瞭に記述してください。 ・仕様書の1（3）に示す業務内容について具体的手法や工夫についての提案 ・業務計画の作成について 本事業を実際に行うに当たっての、詳細スケジュール作成に関する具体的な手法や工夫についての提案
⑥	共同企業体協定書	※共同企業体で提案した場合のみ提出 任意様式
⑦	その他	会社概要のパンフレット等
<p>（提出書類作成に関する注意事項）</p> <p>日本工業規格による A4 版の規格、左綴じで作成してください。なお、⑦については、パンフレットのサイズは問いません。</p>		

## 9 選定方法

### （1）選定手順

鎌倉市 ICT 活用支援業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、最優秀提案者（契約予定業者）を決定します。

選定に当たっては、各委員が選定基準により採点し、委員全員の総合計に基づき順位付けします。得点が上位の者を契約予定業者として決定し、次に高かった者を、次点の事業者として決定します。最高得点者が複数の場合は、選定委員会で協議の上、決定するものとし、参加事業者が1者の場合も選定を行います。

なお、最低基準を満たさなかった場合は、このプロポーザルにおいては契約を行わないものとし、

### （2）選定における評価基準

別紙「鎌倉市 ICT 活用支援業務委託企画提案審査基準」のとおり

### （3）プレゼンテーション実施日

平成30年7月10日（火）を予定しています。

（変更になる場合、提案書等の提出期限までに参加事業者に連絡するものとし、）

(4) プレゼンテーション会場等

日時及び場所等の詳細については別途連絡します。

(5) プレゼンテーション出席者

本業務に係る担当者及び営業担当者の参加を含めた3名以内での出席をお願いします。  
また、プレゼンテーションは、本業務を主に携わる者が行うこととします。

(6) プレゼンテーション審査内容

20分間のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（10分程度）を行う予定です。参加事業者ごとの開始時間等は別途連絡します。なお、プレゼンテーションの場において、参加事業者名が特定可能となるような表現はしないでください。

また、プロジェクター、スクリーンは市が用意します。その他説明に必要なものは、事業者が用意するものとします。プロジェクター、スクリーンを使用する場合は、行政経営課に事前に連絡してください。

(7) その他

審査会での選定は非公開とします。

## 10 結果の公表

選定結果については、本市ホームページで公表するとともに、平成30年7月13日(金)までに全ての参加事業者宛に電子メールで通知する予定です。

## 11 契約締結等

契約予定業者との契約にあたっては、選定された提案内容を基に、細部について市と協議し、委託上限額内で業務内容及び契約金額を決定した上、締結するものとします。なお、協議に必要な資料については、契約予定業者が作成するものとします。

また、契約予定業者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次点の事業者と契約交渉を行うものとします。

## 12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (3) 提出期限を過ぎて関係書類が提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (7) 各前号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

### 13 その他留意事項

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担とします。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出書類の「実施体制調書（様式5-2）」に記載する管理責任者及び担当者（以下「管理責任者等」という。）は、このプロポーザル実施の公表の日以前に参加する事業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とします。また、本市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のような止むを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、本市がこのプロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (8) 「6 参加申込み」の後に、辞退する場合は「辞退届（様式6）」を提出するものとします。
- (9) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鎌倉市財務規則（平成7年規則第34号）等関係法令の定めるところによります。